

公益財団法人 ラグビーワールドカップ

2019 組織委員会

定 款 (2016.10.3 変更後)

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会と称し、英文では Rugby World Cup 2019 Organising Committee と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ラグビーワールドカップリミテッド (Rugby World Cup Limited) と財団法人日本ラグビーフットボール協会との間で交わされた開催協会合意書 (Host Union Agreement) に基づき、2019年に日本で開催される、第9回ラグビーワールドカップ2019の準備及び運営を円滑に行い、これをもって日本・アジア並びに世界のラグビー競技の発展に寄与するとともに、この大会を通じて国際交流の促進を図り、大会の成功を期することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の準備及び運営に関する事業
 - (2) ラグビーフットボールの普及及び発展に関する事業
 - (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前記各事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 財産及び会計

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に

終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、事務総長(定款第23条3項に規定する代表理事をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務総長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について定時評議員会に提出して、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 事務総長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事・監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の費用に関する規程による。

第4章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
 - (3) 評議員に対する費用の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) そのほか評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき事務総長が招集する。

- 2 評議員は、事務総長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 事務総長は評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。この通知は政令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知

した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事20名以上40名以内

(2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を事務総長、3名以内を事務総長代理、1名を会長、4名以内を副会長とする。
- 3 前項の事務総長をもって一般社団及び一般財団に関する法律（以下「一般法人法」という。）の代表理事とし、事務総長代理をもって業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、この法人の代表理事であった者を会長とし、業務執行理事であった者を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 事務総長、事務総長代理は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の推薦により事務総長が委嘱する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊な関係にある者を含む。）並びに

この法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

- 7 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 事務総長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 事務総長代理は、事務総長を補佐し、事務局を統括して、理事会に別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 事務総長及び事務総長代理は、毎事業年度4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 会長及び副会長は、重要な事項について、事務総長の諮問に応じて意見を述べることができる。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に限り、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準によって算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第30条 当法人は、理事会の決議によって理事及び監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）との間で一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第198条において準用する第113条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 事務総長、事務総長代理の選定及び解職
- (4) 常勤の役員について、評議員会の定める基準に従う報酬の額の決定
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (7) その他法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

(招集)

第34条 理事会は、事務総長が招集する。

- 2 事務総長が欠けたとき又は事務総長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 事務総長は理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、事務総長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は定款第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した事務総長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 当法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令に定めた事由のほか、2019年ラグビーワールドカップ国際大会終了後の残務の終了により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別

措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 当法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(事務局の設置及び運営)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には必要な職員を置き、事務総長が任免する。ただし重要な職員の任免にあたっては、理事会の承認を経て事務総長がこれを任免する。

3 事務局の職員に関する必要な事項は、理事会でこれを定める。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人に、第4条の事業の運営のため、必要な委員会を置く。

2 委員会の委員は、有識者の中から理事会の決議によって選任する。

3 委員会の運営についての必要な事項は、理事会でこれを定める。

第10章 顧問等

(顧問)

第46条 当法人は、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は事務総長の諮問に答え、当法人の運営に関する意見を述べることができる。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において行う。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(参与)

第47条 当法人は、任意の機関として参与を置くことができる。

2 参与は事務総長の特命により、その諮問に答え当法人の運営に参画する。

3 参与の選任及び解任は、理事会において行う。

- 4 参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第48条 当法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会でこれを定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 当法人の公告は、官報により行う。

第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第50条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護について万全を期するものとする。

- 2 個人情報等の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報の保護に関する規程による。

第14章 附 則

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。